

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和6年5月28日(火) 開会 午後 2時 閉会 午後 3時40分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 秀喜 8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 13番委員 岡田 敏明 14番委員 鈴木 隆大 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>4番委員 山本 美香 12番委員 森 政雄 15番委員 廣瀬 佳輝 18番委員 赤川 勉</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	1名
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第1号議案 令和5年度の農地利用の最適化活動の点検・評価について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について

- | | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none">6. 農地であることの証明について7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について8. 転用届出の取消について（4条届出） |
|--|---|

(開会 午後2時)

事務局 それでは、定例総会を始めますが、先月に引き続き、本日傍聴席を設けておりますので御報告いたしますとともに、傍聴の方につきましては、お渡しした注意事項を遵守しての傍聴に御協力をお願いします。

本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしくをお願いします。

議長 ただ今から、令和6年5月徳島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号1番岸本昇委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。

議席番号14番植田美恵子委員と、議席番号3番佐野泰弘委員の両名を指名します。よろしくをお願いします。

本日は議案審議の前に、「令和6年度徳島市農林水産業主要施策及び事業方針」について、徳島市農林水産課と耕地課の職員の方に、御説明をお願いしたいと思います。質疑応答につきましては、両課の説明が終わった後で、まとめてお受けいたします。まず、農林水産課の方から、よろしくお願ひいたします。

農林水産課 【資料に沿って説明】

議長 ありがとうございます。続きまして、耕地課の方、よろしくお願ひいたします。

耕地課 【資料に沿って説明】

議長 ありがとうございます。それでは、ただ今の両課からの説明につきまして、御質問等がございましたら御発言を願います。

【質疑・応答】

議長 本日は、農林水産課及び耕地課の方々から、丁寧な御説明をいただきまして、大変勉強になりました。これからの委員活動に役立てまして、更なる農業の発展に力を入れて参りたいと思っております。どうか今後とも、よろしく御支援のほどを、お願い申し上げます。本日は、大変お忙しい中、ありがとうございました。

それでは、続いて議事に移ります。第1号議案、令和5年度の農地利用の最適化活動の点検・評価について、審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 議案第1号について御説明します。こちらは、国からの通知に基づいて、皆さんに先月総会でも自己評価を提出いただきましたが、最適化活動について点検・評価し、6月末までにホームページ等での公表や県・国への報告が義務付けられたものであり、点検・評価に総会の議決が必要になりますのでこの場で説明させていただきます。

最初に、皆様に本日お配りした大きな1枚もののA3横の資料で、右上に「別紙様式3」と四角く囲ってある資料を御覧ください。御自分の名前も書いてあると思いますが、委員さんそれぞれの点検評価表になります。「令和5年度推進委員等の最適化

活動の点検・評価」ということで、右下の②、「自己の点検・評価」の表については、先月提出いただきましたものを活字にしております。そして今回、一番下の表「2農業委員会による点検・評価」の「全体としての評語」の欄に国の通知に基づいて評語を記入させてもらってます。

この評語についてですが、別の、束にして配布した「第1号議案」と書いてある資料の3ページ、同じ様式ですが「説明用参考資料」と書いてある資料で説明します。こちらを御覧ください。

参考資料としての例示となりますが、真ん中から下のほうに、太く四角く囲った4カ所の数値があると思います。活動日数や農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進など、それぞれの項目の実績を表していますが、これをこの資料の2ページの、【表2】の左側の「目標項目」の欄に対する右側の「達成状況」の欄にそれぞれ当てはめて点数を算出してあります。各数値が表のどこに該当するかは、例えば表2の(1)の「成果目標」の①「農地の集積」であれば、3ページの「(1)―①」というふうに太枠で四角く囲った部分のすぐ隣や下に書いてあります。この3ページの参考資料の例ですと「月当たり日数」が6.75日なので、表2の(2) - ①によると目標の「7日」には届いていないので2点、(2) - ②の項目で見れば、活動を月当たり6日以上しておりますので、4点が加点されることとなります。同じように農地集積などの成果目標の達成状況についても、表2の(1)に基づいて、それぞれ1点、4点、1点となり、これら5つの合計点が12点となります。これを2ページの、今度は【表1】に基づいて評語を記入することとなるので、「15点未満」ということで、「目標をやや下回る結果となった」という評語になります。

これについては、もともと国が定めた設定方法によるため高い目標となっていることもありますし、それぞれ地域事情もあります。また、農業委員会の活動ではあっても、この「最適化」の活動としてはカウントできなかったり、活動しても記憶忘れがあったりと色々お忙しい中で、御事情もある中で、こうして一括りにして点検・評価まで行うのは、本当にどうなのかという御意見もあろうとは思いますが、国のほうで決められたルールでありますので、こちらに沿って点数を出しております。

続きまして「農業委員会全体の最適化活動の点検・評価」と「農業委員会における事務の実施状況等」について説明します。この資料の4ページを御覧ください。これも大きなサイズの資料になっております。この表は委員会全体の目標と、それに対する実績を一覧表にしたものです。

委員会全体の点検・評価については、今度はこの資料の「1ページ」のほうの【表2】を先程と同じようにそれぞれの項目で当てはめて点数化したもので、全ての項目で1点となるのですが、合計5点となり、1ページの【表1】に当てはめると、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。4ページの表の左下に評語を記載しております。ちなみにこの表の中段の表の右のほう、(2)の活動強化月間の「4回」という実績、また(3)の新規参入相談会への参加の内容については、5ページからの「別紙様式5」という分の8ページから記載があります。8ページを御覧ください。下半分の(2)が活動強化月間の部分ですが、①が目標で、②が実績です。目標では10月の農地利用意向調査の未回答者への意向聞き取りを入れておりましたが、こちらは実施しませんでした。その代わりに、1月には人・農地プランと地域計画等の座談会参加や、3月には皆様に担い手への農地のあっせんをお願いし、取り組みましたことからこれらを実績として計上しております。9ページに移りまして、(3)、新規参入相談会への参加については、改選前の委員さんの活動にはなりますが、6月の地区相談会を位置付けております。

最後に、10ページ、こちらについては様式に基づいて、3条許可の件数や転用に

関する事務の状況をまとめてます。また、この資料の5ページから9ページについては委員会全体の最適化活動の目標と実績をまとめた資料ですので、また参考にしてください。この部分を公表することとなります。

説明は以上ですが、何か御質問等ございましたら、お願いします。

議長 　ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。本案件につきまして、事務局案を令和5年度の評価とし、公表することで、よろしいでしょうか。

全委員 　異議なし

議長 　それでは、本案件につきましては原案のとおり決定いたします。引き続き、農地関係議案に移りますが、10分程度休憩とさせていただきます。3時に再開します。

(再開 午後3時)

議長 　それでは、総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。では、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられませ。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後9aに至り、譲受人は対象地において、ダイコンやニンジンなどの野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後18aに至り、譲受人は対象地において苗木や果樹の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、川内地区で新規就農面談を行いました。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後10aに至り、譲受人は対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、貸人から借人へ、同一世帯での使用貸借で、農地2筆に使用貸借権の設定をするものです。対象地は市街化調整区域で、期間は許可日から10年間です。借人の耕作面積は、許可後82aに至り、借人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後116aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上5件で、対象地は、田2,852㎡、畑2,506㎡、合計5,358㎡です。御審議をよろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、2番の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の石田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

石田委員 今月17日の午後2時より、2番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と植田委員、廣瀬委員、鈴木推進委員、廣瀬推進委員、譲受人側3名、事務局2名の10名です。

譲受人は、園芸関係の会社の経営をしており、対象地において、苗木の育成や果樹の栽培をしたいと考えて、申請に至ったとのこと。譲受人は、園芸関係の業務をしていたこともあり、樹木の育成方法等の知識や農機具の保有状況に問題はなく、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、苗木や果樹の栽培を行い、販売を行う計画とのこと。

結論として、今回の3条許可については、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御意見が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書2ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が美容室の店舗併用住宅に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、農産物の生産・加工・販売業を営んでいる借人が露天農業用駐車場及び荷役作業場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、鉄工業を営んでいる譲受人が露天資材置場及び駐車場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が非農家の世帯分離住宅に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である3番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は全4件で、地目は、田が1,341㎡、畑が1,060㎡で合計が

2,401㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地625㎡、駐車場・資材置場が1,776㎡となります。
以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員 今月14日の午前10時半より、3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、井原推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、不動本町1丁目にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、鉄工業を営む転用者が、露天資材置場及び駐車場に転用するものです。造成については、北側の市道と同じ高さまで約30cm盛土することです。排水については、雨水のみで、地下浸透する計画であり、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、不動地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。
それでは、御意見が無いようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明させていただきます。議案書3ページを御覧ください。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。
1番の対象地は11筆、15,290.37㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。
第4号議案は以上1件で、対象地は畑15,290.37㎡となっています。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書4ページと5ページを御覧ください。

1番は、全ての農地で耕作を継続しております。2番は、一部宅地が含まれている農地がありますが、当初より除外されています。また、その他の農地は問題なく耕作を継続しております。3番は、全ての農地で耕作を継続しております。4番は、全ての農地で耕作を継続しております。5番は、一部宅地が含まれている農地がありますが、当初より除外されています。また、その他の農地は問題なく耕作を継続しております。6番は、全ての農地で耕作を継続しております。

第5号議案は以上6件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田14,699.66㎡、畑4,229㎡、計18,928.66㎡です。

御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 意義なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、板東美佐緒委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書6ページをご覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

今月は新規設定が16件、再設定が13件で合計29件となっております。そのうち、賃貸借権が21件、使用貸借権が8件となっております。なお、1番について、新規就農面談を行いました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から3番が、多家良地区10筆・3件、4番から7番が、勝占地区9筆・4件、8番が、上八万地区3筆・1件、9番から19番が、入田地区25筆・11件、20番が、不動地区3筆・1件、21番と

22番が、応神地区5筆・2件、23番から26番が、川内地区11筆・4件、27番と28番が、国府地区2筆・2件、29番が、北井上地区1筆・1件となっております。

利用権設定については以上で、田43筆40,615.50㎡、畑26筆28,367㎡の合計69筆68,982.50㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、1番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の武市推進委員さん、新規就農の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

武市推進委員 今月14日の午後2時から1番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。

参加者は岸本委員、瀬畑委員、安廣推進委員と私の委員4名、借受人1名、事務局3名の8名です。

借受人は、所有者の孫にあたり、6年前から祖母の農地で果樹の栽培をしていますが、今回、利用権を設定し、本格的に就農をするものであります。申請地は、既に植えている、ハウスの青柚子が収穫時期であり、出荷しているとのこと。また、今後は、蜜柑・金柑なども収穫できる状態です。当面は経営の安定化を図っていき、味で勝負したいとのこと。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

それでは、議案書11ページから15ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得15件受理しました。

議案書16ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。7件交付しました。

議案書17ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定によ

る市街化区域内の農地転用の届出についてです。1件受理しました。

議案書18ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。5件受理しました。

議案書19ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。4件受理しました。

議案書20ページを御覧ください。6番は、農地であることの証明についてです。1件証明しました。

議案書21ページを御覧ください。7番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。4件回答しました。なお、2番につきましては、申請人に対し、転用ができない土地であるので農地として利用するようにとの旨を説明した結果、第2号議案2番のとおり、適正に農地法第3条の規定による許可申請が行われました。

議案書22ページを御覧ください。8番は、転用届出の取り消し、4条についてです。1件取り消しました。報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和6年5月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は6月25日、火曜日の開催予定となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。